

## 資料 4

### 行財政改革プラン（指定管理者制度）について

#### 1 指定管理者制度とは？

指定管理者制度とは、それまで 地方公共団体 やその 外郭団体 に限定していた公の 施設 の管理・運営を、株式会社 をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど 法人 その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり 委託 ではない）制度である。「公の施設」にはいわゆる ハコモノ の施設だけでなく、道路、水道や公園等も含まれるとされている。地方自治法の一部改正で2003年6月13日公布、同年9月2日に施行された。小泉内閣 発足後の日本において急速に進行した「公営組織の法人化・民営化」の一環とみなすことができる。各地方公共団体が定める条例に従って プロポーザル方式 や総合評価方式などで 指定管理者（以下：管理者）候補の団体を選定し、施設を所有する地方公共団体の 議会 の決議を経ることで、最終的に選ばれた管理者に対し、管理運営の委任をすることができる。管理者は民間の手法を用いて、弾力性や柔軟性のある施設の運営を行なうことが可能となり、その施設の利用に際して料金を徴収している場合は、得られた収入を地方公共団体との協定の範囲内で管理者の収入とすることができる（地方自治法 244 条の 2 8 項）。

#### 2 府中市行財政改革推進プランについて

市では、計画的、かつ着実に行財政改革を推進するため、平成 20 年度から平成 25 年度までの 6 年間に計画期間とする府中市行財政改革推進プランを平成 19 年度に策定した。このプランは、3つの基本方針及び8つの取組ごとに、本市が取り組んでいく行財政改革についての 64 の個別プランを定めている。平成 22 年度には、23 年度から 25 年度までの個別プランの改定があった。

府中市美術館では、下記の体系「個別プラン 2 行財政改革への取組、取組 6 計画的・効率的行政運営の推進、(5) 民間活力の積極的活用」の中に位置づけられており、「指定管理者制度の導入」を検討している。（詳細は府中市 HP「市政を身近に」を参照）

##### 個別プラン 1 市民との協働によるまちづくり

取組 1 適切で効果的な情報の公開

取組 2 広報活動の充実

取組 3 広聴活動の拡充

取組 4 市民参画の推進

##### 個別プラン 2 行政改革への取組

取組 5 計画的な行財政の運営

取組 6 効果的・効率的な行政運営の推進

(1) 行政評価制度の確立・活用 (2) 事務事業の見直し (3) 補助金等の見直し (4) 公共施設の維持管理経費の見直し (5) 民間施設の積極的な活用—指定管理者制度、外部委託等、PFI (の導入)

取組 7 職員の育成と組織の活性化

##### 個別プラン 3 財政運営の効率化

取組 8 財政運営の効率化

### 3 府中市美術館と指定管理者制度

#### (1) 前提となる条件

- ・公共性、公平性の担保（住民の平等利用の確保）
- ・市美術館の設置目的を達成する一つ的手段としての指定管理者制度の検討  
質の高い美術作品の鑑賞機会を提供  
地域の美術文化を振興

#### (2) 設置目的（美術館に固有の目的、使命）

（府中市美術館条例第1条）「市民の心豊かな文化的生活の享受に寄与するとともに、地域社会における美術教育・美術文化の振興を図るため美術館を設置する」

（基本テーマ）生活と美術-美と結びついた暮らしを見直す美術館

（基本計画）美術館の基本的性格

- 1 地域社会に根ざした親しみのある美術館
- 2 質の高い美術作品を身近に鑑賞できる美術館
- 3 市民や子どもの才能と美意識を育む美術館
- 4 新しい美術情報を吸収できる美術館

#### (3) 目的実現のために必要な施設と事業（府中市美術館条例第3条と4条）

##### 1 施設

常設展示室（牛島憲之作品の展示含む）、企画展示室、こども造形室、公開制作室、市民ギャラリーなど

##### 2 事業

- ①美術作品及び美術に関する資料（以下「美術作品等」という）の収集、保管、展示及び利用に関すること。
- ②美術に関する調査及び研究に関すること
- ③美術に関する講演会、講習会等の開催に関すること。
- ④美術に関する指導、助言、及び相談に関すること。
- ⑤美術館の設備及び設備の使用に関すること。

#### (4) 指定管理者制度導入のメリット・デメリット

##### 1 メリット

- ・施設管理業務の効率化、合理化（管理経費、事業コストの縮減）が図れる。
- ・単年度会計の原則に縛られず、複数年にまたがった事業やサービスが可能。
- ・施設効用の最大化が図れる。
- ・休館日、利用時間の柔軟な対応が可能（開館時間の延長など）
- ・広報サービス業務の強化が可能（チケットの前売り、割引など、入館者増のために手がうてる対策がより多くなる。但し、市との協定書などによる）
- ・民間のノウハウを生かして、絶え間なく変化し、多様化する住民のニーズに応えやすい。

- ・人件費を削減しやすい。

## 2 デメリット

(継続性、信用、人間関係の蓄積)

・貴重な美術品を確実に次世代に継承(収集、保存、管理)していくという大きな使命は、一定期間ごとに管理者(主体)が変わるシステムになじみにくい。

所蔵者、作家、美術関係者などの寄贈、寄託(長期貸借)を受けにくくなる。

- ・学芸機能(収集、保存、研究、教育)の信用、継続性、蓄積が維持しにくい。

長年つちかってきた他の美術館、博物館、研究機関や関係者との信頼関係、協力関係、情報の連絡と共有等が活かせなくなる。

- ・もし指定管理者が3年や5年で撤退してしまったりすると、美術館の継続性と信用と安心感が損なわれる。

(独自性、地域性)

- ・地域の歴史や地元の間人間関係を生かした継続的な事業、運営がやりにくい。

(人材確保)

・長期的な視点から見た人材育成やノウハウの蓄積が行いにくい。美術館職員に必要な専門的な知識と技術が、保持しにくく、育ちにくい。

(美術作品の借用、寄贈、寄託)

- ・価値の高い作品の借用、寄贈、寄託が困難となる可能性がある。

## (5) 考えられるパターン

### 1 すべて直営で運営

### 2 指定管理者が運営するが、一部直営とする

- ・総務管理部門は指定管理者、学芸部門は直営(市職員)

○島根県立美術館、山梨県立美術館等で実施

①指定管理業務部分-警備、空調など施設管理、切符の販売、前売り、業務案内、広報宣伝、市民ギャラリーの貸出、使用許可など

②直営部分-展覧会企画、教育・普及、収集保存など

### 3 すべて指定管理者が運営